

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「秘書課の秘書係長、副係長及び主査 広報広聴課の広報広聴係長」を「秘書広報広聴課の秘書係長及び広報広聴係長並びに秘書系の副係長及び主査」に、「秘書課の主任」を「秘書広報広聴課秘書系の主任」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育長 部長」を「部長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。